

収入金額に関する計算書（損害保険会社若しくは外国損害保険会社等
又は少額短期保険業者）（第6号様式別表8）記載の手引

愛 知 県

1 この計算書の用途等

この計算書の1は、損害保険会社又は外国損害保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、この計算書の2は、少額短期保険業者が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、この計算書の3は、株式会社日本貿易保険が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載して、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1「課税標準の計算」(①から⑥までの欄、⑰及び⑱の欄又は㉓の欄)	「収入金額」の各欄には、「収入金額に関する明細書」により計算した「正味収入保険料⑩」欄、「正味収入保険料⑳」欄又は「正味収入保険料㉑」欄の金額をそれぞれ対応する保険の種類ごとに記載します。
2「収入保険料及び再保険返戻金の合計額」(⑧、㉒又は㉔の欄)	収入保険料のうち払い戻した、又は払い戻すべきものがあるときは、その金額も収入保険料より控除して計算します。